

米国企業会計改革法 106条とPCAOB規則案の概要

1. 企業会計改革法 106条の概要

(1) 同条は、米国証券取引委員会 (SEC) 登録企業 (ニューヨーク証券取引所・ナスダック上場企業等。外国企業を含む。) に関する監査報告書を準備・提供しまたはこれに重要な役割を果たしている外国会計事務所 (foreign public accounting firm) について、米国法の下で設立・運営されている会計事務所と同様に、企業会計改革法、公開会社会計監督委員会 (PCAOB :Public Company Accounting Oversight Board) 証券取引委員会 (SEC) の規則に服させるもの。

(2) 具体的には、外国会計事務所が同条の適用を受けるとすると、

- ・PCAOBへの登録 (同法 102条)

- ・PCAOBが定める監査基準・品質管理基準・倫理基準・独立性基準の適用 (同法 103条)

- ・PCAOBによる検査 (104条)

- ・PCAOBによる調査 (監査調書等の提出を含む) 及び懲戒手続 (105条)

に服することになる。ただし、外国会計事務所については、SECまたはPCAOBによる無条件または条件付きの適用除外が可能となっている。

(3) SECは、4月26日までに、PCAOBが法律を施行する組織・能力を有することを決定。当該決定から180日以内に、会計事務所はPCAOBへの登録を義務づけられる。

2. PCAOBの規則案の概要

(1) PCAOBの規則案は、会計事務所の登録制度を提案するもの。規則案では、会計事務所は、遅くとも本年9月初めまでに、規則案に定める登録申請書をPCAOBに提出しなければならないとされている。

(2) PCAOBの規則案には、外国の会計事務所についての適用除外が含まれてい

ない。

(3) 他方、PCAOBは、外国会計事務所の登録は、米国の会計事務所にはない特別の問題を提起するかもしれない。今後数か月間、PCAOBは外国会計事務所に関する監督 (oversight) 権限の適切な範囲を検討する。このため、公開のラウンドテーブルを開催し、また書面によるコメントを通じて、利害関係者から、外国会計事務所の登録要件が改定されるべきか、外国会計事務所に対してどのように監督権限を行使するべきかについて、見解を求める。」としている。

(4) なお、PCAOBの規則案の発効にはSECの承認が必要。

(注) PCAOBの規則案については、米国PCAOBのホームページに掲載されています。<http://www.pcaobus.org/pcaob1/Rules/Release2003-001.pdf>